

資料編：第V編 原子力災害対策計画

資料V.1 「福岡県内のモニタリングポスト設置場所」

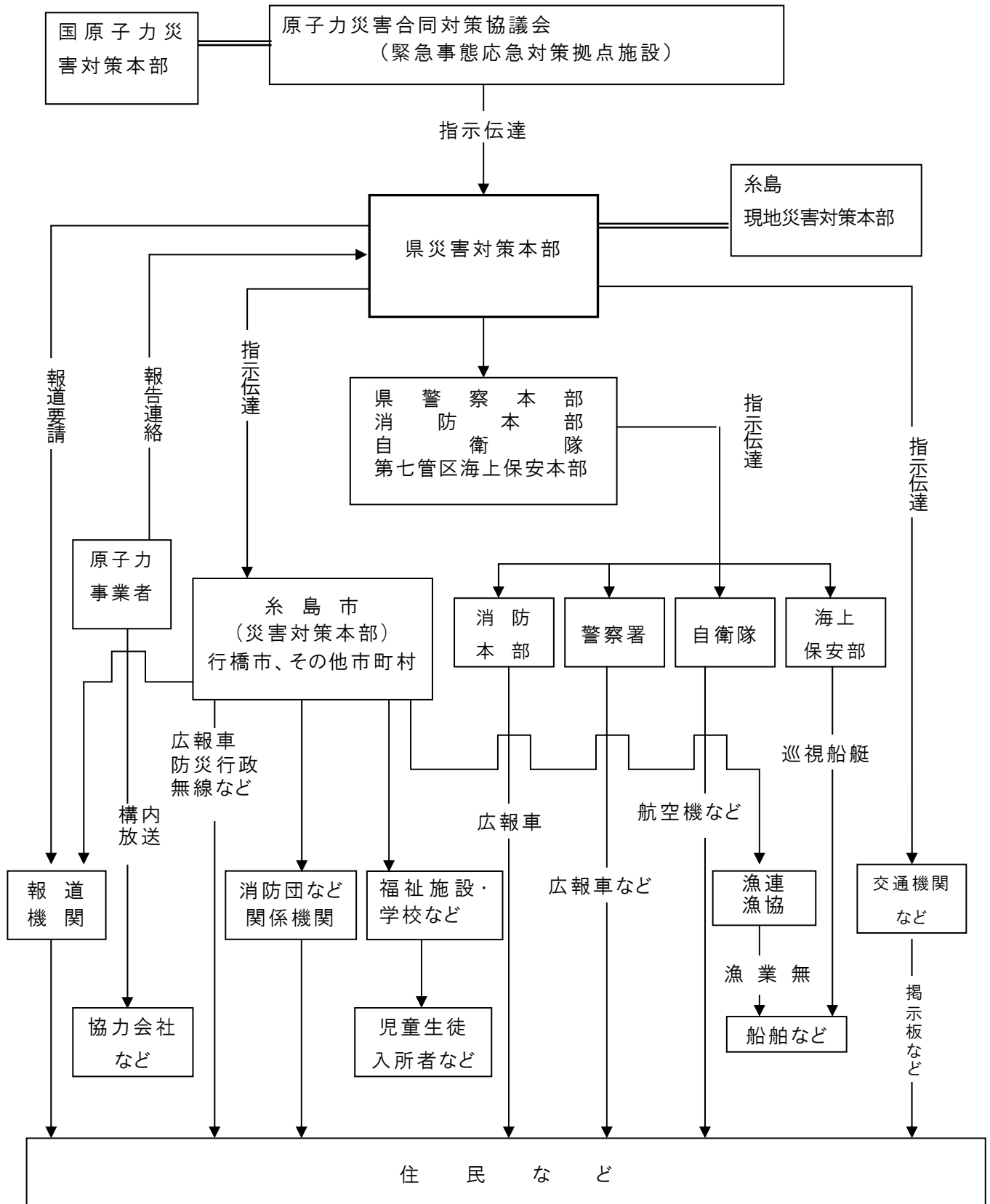
(福岡県設置)

設置場所	所在地	地上高さ
県保健環境研究所	太宰府市向佐野 39	18.9 m
福岡県庁	福岡市博多区東公園 7-7	1 m
県糸島総合庁舎	糸島市浦志 2-3-1	
県飯塚総合庁舎	飯塚市新立岩 8-1	
県久留米総合庁舎	久留米市合川町 1642-1	
県八幡総合庁舎	北九州市八幡西区則松 3-7-1	
県行橋総合庁舎	行橋市中央 1-2-1	1 m
UPZ内	糸島市内 2箇所	

(環境省設置)

設置場所	所在地	地上高さ
日明市民センター	北九州市小倉北区 4-3-7	1 m
松ヶ江南市民センター	北九州市門司区吉志新町 2-1-1	
陣原市民センター	北九州市八幡西区陣原 3-23-9	
赤崎市民センター	北九州市若松区西小石町 8-2	

資料V.2 「福岡県が示す住民などに対する指示伝達・情報提供の系統図」



## 資料V.3 「福岡県内のサーベイメータ配備場所」

番号 ※	配備場所	所在地	台数	
			低線 量用	高線 量用
1	糸島市二丈庁舎	糸島市	2	2
2	糸島市志摩庁舎	糸島市	2	2
3	糸島市役所	糸島市	1	1
4	福岡県福岡普及指導センター	福岡市西区	1	1
5	福岡県消防学校	福津市	1	—
6	公立大学法人福岡女子大学	福岡市東区	1	—
7	福岡県福岡農林事務所	福岡市中央区	1	—
8	福岡県計量検定所	粕屋町	1	—
9	福岡県農業総合試験場	筑紫野市	1	—
10	九州歴史資料館	小郡市	1	—
11	福岡県筑後農林事務所	筑後市	1	—
12	福岡県工業技術センター インテリア研究所	大川市	1	—
13	福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所 本庁舎	宗像市	1	—
14	福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所 遠賀分 庁舎	水巻町	1	—
15	福岡県直方県土整備事務所	直方市	1	—
16	福岡県北部家畜保健衛生所	嘉麻市	1	—
17	福岡県朝倉農林事務所	朝倉市	1	—
18	福岡県農業総合試験場 果樹苗木分場	久留米市	1	—
19	福岡県南筑後保健福祉環境事務所 八女分庁 舎	八女市	1	—
20	福岡県南筑後普及指導センター	みやま市	1	—
21	福岡県南筑後県土整備事務所	大牟田市	1	—
22	福岡県北九州東県税事務所	北九州市小倉北 区	1	—
23	福岡県苅田港務所	苅田町	1	—
24	福岡県田川保健福祉事務所	田川市	1	—
25	福岡県立門司学園高等学校	北九州市門司区	1	—
26	福岡県京築県土整備事務所	豊前市	1	—
—	福岡県庁（環境保全課）	福岡市博多区	2	—
—	福岡県保健環境研究所	太宰府市	4	—
合計			34	6

## 資料V.4 「放射線防護対策に係るその他の指標」

基準となる数値	防護対策の内容
積算線量が 1年間で20ミリシーベルト	住民は、国、県および市町村から指示される期間内に順次当該区域外へ避難のための立ち退きを行うこと。
校庭・園庭等の空間線量が 1時間あたり3.8マイクロシーベルト	校庭・園庭等での屋外活動を制限すること。

(注) 上記指標については、福島第一原子力発電所における原子力災害を踏まえ、当該原子力災害において設定された防護対策などの基準を参考とした指標である。したがって国の防災指針改訂が行われるまでの暫定的なものである。

## 資料V.5 「福岡県内の全市町村の避難所における収容可能人数」

平成24年8月1日時点

番号	市町村名	避難所数	収容可能人数	番号	市町村名	避難所数	収容可能人数
1	北九州市	473	126,100	31	篠栗町	29	6,300
2	福岡市	415	122,900	32	志免町	46	11,900
3	大牟田市	72	13,500	33	須恵町	19	14,600
4	久留米市	131	64,300	34	新宮町	21	9,700
5	直方市	23	10,900	35	久山町	11	1,000
6	飯塚市	72	56,900	36	粕屋町	44	6,000
7	田川市	17	4,600	37	芦屋町	14	3,000
8	柳川市	42	12,800	38	水巻町	18	6,200
9	八女市	23	5,300	39	岡垣町	14	8,700
10	筑後市	20	6,100	40	遠賀町	12	3,500
11	大川市	27	7,000	41	小竹町	38	3,600
12	行橋市	32	4,000	42	鞍手町	12	11,200
13	豊前市	32	18,900	43	桂川町	9	5,500
14	中間市	12	2,000	44	筑前町	10	3,400
15	小郡市	25	8,000	45	東峰村	5	700
16	筑紫野市	103	33,500	46	大刀洗町	13	1,800
17	春日市	60	15,500	47	大木町	9	1,700
18	大野城市	58	14,800	48	広川町	42	10,000
19	宗像市	39	5,500	49	香春町	12	5,900
20	太宰府市	61	7,000	50	添田町	68	7,000
21	古賀市	51	4,900	51	糸田町	33	6,900
22	福津市	21	9,700	52	川崎町	15	4,400
23	うきは市	12	2,500	53	大任町	14	2,000
24	宮若市	19	4,400	54	赤村	21	4,600
25	嘉麻市	69	9,200	55	福智町	20	3,000
26	朝倉市	27	8,600	56	苅田町	11	4,100
27	みやま市	29	4,800	57	みやこ町	31	8,000
28	糸島市	46	18,700	58	吉富町	12	4,300
29	那珂川町	51	9,200	59	上毛町	29	1,000
30	宇美町	14	3,900	60	築上町	71	8,000
	小計	2,076	615,500		合計	2,779	783,500

## 資料V.6 「緊急被ばく医療体制の概要」

区分	初期被ばく医療	二次被ばく医療	三次被ばく医療
診療機能	外来診療	入院診療	専門的入院診療
措置	<p>傷病者の心理的な動揺に十分配慮しながら、汚染検査（スクリーニング）、通常の一般的傷病、身体的異常に対する措置を行う。</p> <p>○ふき取り等の簡易な除染</p> <p>○安定ヨウ素剤の製剤投与等、放射線障害予防措置</p> <p>○救急蘇生法（ACLS）</p> <p>○合併損傷（創傷、熱傷）</p>	<p>放射能汚染除去の措置を施すとともに、必要に応じて甲状腺モニタリング、尿および血液の放射能の計測および必要な医療措置を行う。</p> <p>《緊急時医療対策施設》</p> <p>○除染室を用いた細密な除染</p> <p>○ホールボディカウンタ等による被ばく線量測定</p> <p>○血液、尿等の生体試料による汚染状況及び線量評価など</p> <p>○局所被ばく患者への診療の開始</p> <p>○高線量被ばく患者への診療の開始</p> <p>○合併損傷の診療の開始</p> <p>○内部被ばく患者に対する診療の開始</p>	<p>二次被ばく医療機関で遂行困難な放射能汚染治療、追跡調査等を行う。</p> <p>○初期および二次被ばく医療機関で行われる除染に加え、必要に応じた肺洗浄などの高度な専門的除染</p> <p>○重篤な局所被ばく患者の診療</p> <p>○高線量被ばく患者の診療</p> <p>○重症の合併損傷の治療</p> <p>○重篤な内部被ばく患者に対する診療</p>

## 資料V.7 「肥料（堆肥、腐葉土など）・土壌改良資材・培土および飼料（牧草、稲わら、麦わらなど）の許容値に関する指標」

対象	放射性セシウム
肥料・土壌改良資材・培土	400ベクレル/kg
牛、馬用飼料	100ベクレル/kg
豚用飼料	80ベクレル/kg
家きん用飼料	160ベクレル/kg
養殖魚用飼料	40ベクレル/kg

（出典：農林水産省「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」）